

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）事業所

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
飯塚支所 障害者介護サービスステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会が設置する社会福祉法人
飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所 障害者介護サービスステーション（以下
「サービスステーション」という。）において実施する指定障がい福祉サ
ービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という）、重度訪問介護（以下
「指定重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「指定同行援護」とい
う。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項
を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居
宅介護等」という）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい者及
び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、
常に利用者等の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保すること
を目的とする。

（運営の方針）

第2条 当事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- （1）事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営む
ことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環
境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、
外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生
活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- （2）指定居宅介護等の実施に当っては、利用者等の必要な時に必要な指定居
宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- （3）指定居宅介護等の実施に当っては、地域との結び付きを重視し、利用者
等の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事
業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提
供する者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という）との密接な連携に
努めるものとする。
- （4）前三項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障がい者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会
飯塚支所 障害者介護サービスステーション
- (2) 所在地 福岡県飯塚柏の森956番地4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤、兼務)
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者(介護保険兼務) 2名以上(常勤)
サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅介護計画書」、「重度訪問介護計画書」「同行援護計画書」を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理及び居宅介護等の提供を行う。
- (3) 従業者(介護保険兼務) 常勤換算方法で8名以上
従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 通年月曜日から日曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- (4) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。
- (5) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ・ 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障がい者
 - (2) 知的障がい者
 - (3) 障がい児（児童福祉法に定める障がい児）
 - (4) 精神障がい者（18歳未満の者を含む）
- ・ 指定重度訪問介護を提供する対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障がい者（18歳未満の者を含む）
- ・ 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 視覚障がいを有する身体障がい者（18歳未満の者を除く）
 - (2) 視覚障がいを有する障がい児（児童福祉法に定める障がい児）

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護
 - 入浴、排せつ及び食事の介護
- (3) 家事援助
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事の援助
- (4) 通院介助
 - 外出時において当該障がい者等に同行し、必要な支援を行う
- (5) 重度訪問介護
 - 入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助。
- (6) 同行援護
 - ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
 - ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ・ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護
- (7) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条 指定居宅介護等を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定額の 1 割とする。

ただし、利用者負担額の月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 4 項の定めによるものとする。

なお、実に利用者等から受領する額については、「社会福祉法人等による生活困窮者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱（定率負担に係る利用者負担額軽減措置）」の定めるところによる。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 サービスの利用料金は、利用者に対して本事業の従業者が訪問を行なった場合に現に要した時間ではなく、指定居宅介護計画に位置づけられた内容の指定居宅介護等を行なうのに要する標準的な時間で所定額を算定する。

(通常の実業の実施地域)

第 9 条 通常の実業の実施地域は飯塚市・嘉麻市・桂川町とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 指定居宅介護等の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

(身体拘束等の適正化の更なる推進のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の措置を講じるものとします。

- (1) 身体拘束の適正化の更なる推進のための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化の更なる推進のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の更なる推進のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

(苦情処理)

第13条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(衛生管理対策)

第14条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置をこうするとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(秘密保持)

第15条 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

(1) 職員は業務上知り得た秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。

(2) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、国が示した指針「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」に即して行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は他の指定居宅事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護者等を提供した日から5年間保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年7月1日から施行する。
この規程は、平成29年12月1日から施行する。
この規程は、平成30年1月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年5月1日から施行する。
この規程は、令和元年8月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

重要事項説明書 (障害者自立支援居宅介護サービス)

本重要事項説明書は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、その他重要事項を、サービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
主たる事業所の所在地	飯塚市柏の森956番地4
代表者名	会長 渡 辺 康 臣
電話番号	0948-23-2210
設立年月日	平成18年3月24日

2. ご利用の事業所

法令に基づき福岡県知事から指定を受けている事業所名称及び指定番号	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 障害者介護サービスステーション
	居宅介護 第4015500178号
	重度訪問介護 第4015500178号
	同行援護 第4015500178号
	移動支援 第4065500177号
所在地	飯塚市柏の森956番地4
電話番号	0948-21-3992
通常の事業の実施区域	飯塚市・嘉麻市・桂川町
開設年月日	平成 18年 3月 24日

3. 事業の目的と運営方針及び主たる対象者

事業の目的	訪問介護ステーションの訪問介護員が要援護状態にある障害者に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的としています。
運営方針	訪問介護員は、要援護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。また、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
主たる対象者	身体障がい児・者、知的障がい児・者、視覚障がい児・者

4. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させる為に必要な指揮命令を行います。	常勤職員 1名 (介護保険兼務)
サービス提供責任者	①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画(以下「居宅介護計画等」)を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 ②居宅介護計画等の実地状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。 ③利用の申し込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	常勤職員2名以上 (介護保険兼務)
登録ヘルパー等	①居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 ②サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	8名以上 (介護保険兼務)

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業日は、月曜日～土曜日とします。 ただし、原則として12月29日から翌年1月3日までは除きます。
営業時間	営業時間は午前8時30分から午後5時までとします。(サービス提供時間 午前7時～午後9時)

6. サービスの概要及び利用料

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービス提供を行います。「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

サービスの区分及びサービス内容

- ① 身体介護 (ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)
 - 入浴介助…清拭・洗髪…入浴の介助や清拭(身体を拭く)や洗髪などを行います。
 - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - 通院介助…通院の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行います。

※医療行為はいたしません。
- ② 家事援助 (ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。)
 - 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)

※庭等の敷地の掃除及び利用者以外の方の調理や洗濯、居室の掃除は原則として行っていない。
- ③ 同行援護・外出介護<ガイドヘルプサービス>(通院や外出の介助を行います。)
(視覚障害がある方及び脳性まひなどの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。)
官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。
移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)を行います。
排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
※1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。
- ④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

7. 利用者負担額

各サービスにかかる利用料に対しては、介護給付費が支給されます。介護給付は、事業所が代理請求受領いたします。また、受給者証の記載内容に基づき、利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じて市町村が決定する額（利用者負担額）をお支払いいただきます。

< 2 人のホームヘルパーによる訪問を行った場合 >

* 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと 2 人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担金を頂きます。

8. サービス提供に係るお願い

- ① サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは訪問介護の妨げになります。ケージ内での管理又は安全な場所でリードにつなが等の配慮をお願いいたします。また、万が一、ペットにより職員が負傷した場合は、治療費等を請求させていただく場合があります。
- ② 訪問時は車で伺います。駐車場がない場合、サービス提供に困難をきたしますので必ず駐車場の確保をお願いいたします。有料駐車場の場合、駐車代金の負担をお願いいたします。

9. サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格や言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

居宅介護利用料金は、次表のとおりです。

提供時間 内容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
身体 介 護	利用単位 256	利用単位 404	利用単位 587	利用単位 669
	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上の場合	
	利用単位	利用単位		
	754	837	921単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算	
提供時間 内容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
通院 介 助 (身体 介 護を 伴う 場合)	利用単位 256	利用単位 404	利用単位 587	利用単位 669
	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上の場合	
	利用単位	利用単位		
	754	837	921単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算	
提供時間 内容	30分未満	30分以上45分未満	45分以上1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
家 事 援 助	利用単位 106	利用単位 153	利用単位 197	利用単位 239
	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上の場合		
	利用単位			
	275	311単位に所要時間90分から計算して15分を増すごとに35単位を加算		

提供時間 内容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上の場合
場をへ通 合伴身院 わ体介 な介助 い護	利用単位 106	利用単位 197	利用単位 275	345単位に所要時間90分から計算して所要 時間30分を増すごとに69単位を加算

* 当事業所は加算要件を満たしているため、特定事業所加算Ⅱ（10％）を算定いたします。

重度訪問介護利用料金は、次表の通りです

提供時間 内容	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満
料金	利用単位 186	利用単位 277	利用単位 369	利用単位 461
提供時間 内容	2時間30分以上3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満	4時間以上8時間未満の場合
料金	利用単位 553	利用単位 644	利用単位 736	821単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算

※ 8時間以上の提供については相談の上、別途所定単位を表示します。

同行援護利用料金は、次表のとおりです。

提供時間 内容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
同行援護	利用単位 191	利用単位 302	利用単位 436	利用単位 501
	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上の場合	
	利用単位 566	利用単位 632	697単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに66単位を加算	

* 当事業所は加算要件を満たしているため、特定事業所加算Ⅱ（10％）を算定いたします。

各サービスにかかる利用料に対しては、介護給付費が支給されます。介護給付は、事業所が代理請求受領いたしますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき、利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じて市町村が決定する額（利用者負担額）をお支払いいただきます。

< 2人のホームヘルパーによる訪問を行った場合>

* 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担金を頂きます。

※ サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。（円未満の端数は四捨五入）

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間
時 間 帯	午前7時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
加算割合	100分の25		100分の25

※ 新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合及び毎月2月利用がなかった場合に加算されます。

内容	利用単位	
初回加算	200	1月あたり

※ 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから
24時間以内に行った場合に加算されます。

内容	利用単位	
緊急時対応加算	100	1回につき(1月2回まで)

* 介護職員の処遇を改善するため、賃金の改善など一定の要件を満たした場合に加算されます。

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） （居宅介護・同行援護）	41.7%	福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） （重度訪問介護）	32.8%
----------------------------------	-------	-------------------------------	-------

事業者が指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合、
以下の料金が加算されます。

内 容	利用単位	
利用者負担 上限額管理加算	150	1月あたり

その他の費用について

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	2時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	直前のキャンセル及び連絡なし	一律 600円

10 事故発生時及び緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への
連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を行います。

11 事故発生時及び緊急時の対応及び連絡体制

①事故発生時及び緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、消防署、親族、事業所等への
連絡を行います。

②事故発生時及び緊急時の連絡体制

月曜日～土曜日の8時30分から17時まで事務所にて対応、日曜日及び17時から翌朝の8時30分までは転送電話にて
24時間連絡体制を取っています。 (Tel 21-3992)

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

受付担当窓口	担当者	川崎 智子
虐待防止に関する責任者	介護保険課長	多田 明光

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

13 苦情申し立て窓口

①事業所窓口	担当者 川崎 智子 責任者 多田 明光 電話番号 0948-21-3992 FAX番号 0948-21-4020
②保険者窓口	・飯塚市役所 社会障がい者福祉課 連絡先:飯塚市新立岩5番5号 電話番号 0948-22-5500 FAX番号 0948-25-6214 ・嘉麻市福祉事務所 社会福祉課 障がい者福祉係 連絡先:嘉麻市岩崎1180番地1 電話番号 0948-42-7458 FAX番号 0948-42-7091 ・桂川町役場 健康福祉課福祉係 連絡先:嘉穂郡桂川町土居424-1 電話番号 0948-65-0001 FAX番号 0948-65-0078
③公的機関窓口	・福岡県庁 障がい者福祉係 連絡先:福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3262 FAX番号 092-643-3304 ・福岡県運営適正化委員会(社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会) 連絡先:春日市原町3丁目1番地 クローバープラザ6F 電話番号 092-915-3511 FAX番号 092-584-3790

受付日:月曜日～金曜日
9:00～17:00
(年末年始・祝日を除く)

12 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査など利用者の意見等を把握する取り組み	あり	
福岡県福祉サービス第三者評価の実施	あり	結果の公表 なし
その他機関による第三者評価の実施	あり	結果の公表 なし
法人が選定している第三者委員の氏名及び連絡先		
(行政相談委員) 高瀬英一 25-2337 (行政相談委員) 西原真理子 25-2461		

令和 年 月 日

(乙)当事業所は、甲1に対する指定障害者居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の提供開始にあたり
□甲1 □甲2に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙)居宅サービス事業者

主たる事業所所在地 飯塚市柏の森956番地4

名 称 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所
障害者介護サービスステーション

印

説明者 氏名

(甲)私は、本書面に基づいて(乙)から上記重要事項の説明を受けました。

私は、指定障害者居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の提供開始に同意します。

(甲1) 利用者 住所

氏名

(甲2) 利用者の家族及び代理人 (利用者との関係)

住所

氏名